

ヲ分レタリ

十九日両者合見折衝シタルが事業主側ハ飽ク迄要求
ヲ拒絶シタル爲メ勞働者側ハ已ムナク辭去シタルガ
本部ニ集會對策ヲ講ジツ、アリ不徳ノ状ナキモ引續
キ注意中——

石反亭(通)報候也

數願書

別紙

一 債権の履行

現在日給の割増上する事

年二回賞金を支給する事

二 労金の割合にあり休業その他場合は日給全額支給する事

三 労働者支拂ふこと(但し日給二分)

四 労働者には月十五円加給する事

一 時間短縮

正午三十分の休みを一時五分にする事

一 衛生設備の充実

浴場設置すること。食堂設置すること。

一 就業中負傷の予防

二 労務に配慮して支給すること

昭和四年三月十日 職工一月代表

手帳を給する事(但し又前一打)

三 年二回ニ割増上すること

休業には畫面の倍額を支拂ふ事

角田 万六
松本 徳平
松本 徳平
李 西 煥